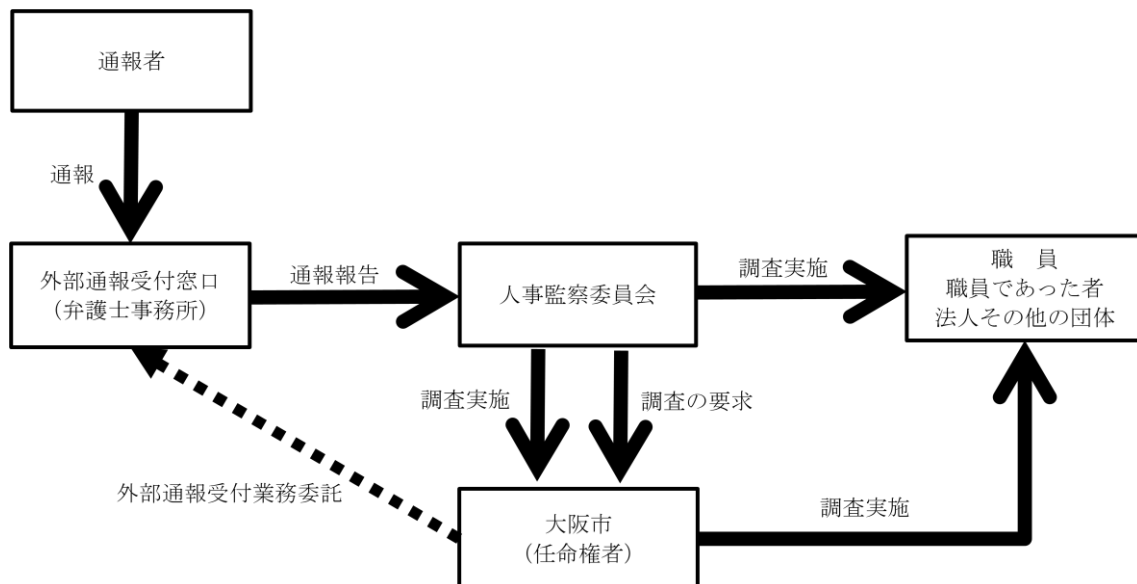


外部通報窓口の設置について（案）

人事監察委員会が調査権限を持つこと、通報者保護に関すること等について
条例上明文化するよう改正を行う。

条例改正を行うまでの間、現行条例で運用可能な外部通報受付窓口の設置については、現在弁護士事務所と設置に向けた準備を進めており、12月より設置可能となる予定。

【 条例改正前 】



【 条例改正後（予定） 】

